

農地法第5条の規定による許可申請書

平成 年 月 日

長沼町農業委員会会長 様

貸主 住所
職業
氏名 ⑩
生年月日

借主 住所
職業
氏名 ⑩
生年月日

農地について、農地以外のものにするため、賃借権による権利の設定の許可を受けたいので、農地法第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

所在	地番	地目		面積	10アール当り 普通収穫高	利用 状況	所有者氏名	利用者氏名	備考
		公簿	現況						
計		田	m ²						
		畑	m ²						
		計	m ²						

2 権利を移転しようとする契約の内容

- (1) 移転の時期
- (2) 権利の存続期間
- (3) 一時転用については、一時転用後の契約その他の内容
- (4) その他

3 転用計画

- (1) 転用目的
- (2) 転用事由の詳細

貸主の理由

借主人の理由

- (3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要

工 事 画	第1期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				第2期	合 計			備 考
	名 称	棟数	建築面積	所要面積		棟数	建築面積	所要面積	
土地造成				m ²				m ²	
建 築 物									
工 作 物									
計									

- (4) 転用の目的に係る事業又は施設の操業（利用）期間

4 資金調達についての計画

資 金			事 業 費		
区 分		金 額	区 分	単 価(千円)	金 額
自 己 金	預 金				
	有 価 証 券				
	現 金				
借入金	銀 行				
合 計			合 計		

5 申請に係る農地と一体として転用事業の目的に供する農地以外の土地がある場合は、その土地の表示、その状況及び転用目的に供する見込みの内容等

6 転用することによって附近の土地、作物、家畜等に及ぼす被害の防除施設の概要

7 その他参考となるべき事項

- (1) 許可申請地について土地改良事業等の農業投資が行なわれたもの又はその計画があるものについては、その事業の種類、施行時期等 ()
- (2) 許可申請地について都市計画の区域、地域及び地区等の決定の有無、その内容等 ()
- (3) 許可申請地が都市計画法による市街化調整区域内にあつて、その転用行為が、同法第 29 条の開発許可及び同法第 43 条の建築許可を要しないときは、その旨及びその理由、当該開発許可又は建築許可を要するときはその旨及びその理由、開発行為及び建築行為のいずれも伴わないときはその旨及びその理由 ()
- (4) 転用候補地内に道路及び水路等がある場合の措置 ()
- (5) その他

農地法第5条の規定による許可申請書

平成 年 月 日

長沼町農業委員会会長 様

譲渡人 住所
職業
氏名 ㊟
生年月日

譲受人 住所
職業
氏名 ㊟
生年月日

農地について、農地以外のものにするため、所有権の移転の許可を受けたいので、
農地法第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

所在	地番	地目		面積	10アール当り 普通収穫高	利用 状況	所有者氏名	利用者氏名	備考
		公簿	現況						
計		田	m ²						
		畑	m ²						
		計	m ²						

2 権利を移転しようとする契約の内容

- (1) 移転の時期
- (2) 権利の存続期間
- (3) 一時転用については、一時転用後の契約その他の内容
- (4) その他

3 転用計画

- (1) 転用目的
- (2) 転用事由の詳細

譲渡人の理由

譲受人の理由

- (3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要

工 事 画	第1期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				第2期	合 計			備 考
	名 称	棟数	建築面積	所要面積		棟数	建築面積	所要面積	
土地造成				m ²				m ²	
建 築 物									
工 作 物									
計									

- (4) 転用の目的に係る事業又は施設の操業（利用）期間

4 資金調達についての計画

資 金			事 業 費		
区 分		金 額	区 分	単 価(千円)	金 額
自 己 資 金	預 金				
	有 価 証 券				
	現 金				
借入金	銀 行				
合 計			合 計		

5 申請に係る農地と一体として転用事業の目的に供する農地以外の土地がある場合は、その土地の表示、その状況及び転用目的に供する見込みの内容等

6 転用することによって附近の土地、作物、家畜等に及ぼす被害の防除施設の概要

7 その他参考となるべき事項

- (1) 許可申請地について土地改良事業等の農業投資が行なわれたもの又はその計画があるものについては、その事業の種類、施行時期等 ()
- (2) 許可申請地について都市計画の区域、地域及び地区等の決定の有無、その内容等 ()
- (3) 許可申請地が都市計画法による市街化調整区域内にあつて、その転用行為が、同法第 29 条の開発許可及び同法第 43 条の建築許可を要しないときは、その旨及びその理由、当該開発許可又は建築許可を要するときはその旨及びその理由、開発行為及び建築行為のいずれも伴わないときはその旨及びその理由 ()
- (4) 転用候補地内に道路及び水路等がある場合の措置 ()
- (5) その他